

第25期第33回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年4月10日(金)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、尾崎賀一、神田靖仁、洒井利博、櫻井祐次、
篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、
渡邊仁 計13名
- 4 欠席委員 榎本重恭、加藤直正 計2名
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第1～7号)
(2) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第8～9号)
- 6 協 議 (1) 令和8年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
- 7 報 告 (1) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
(2) 農地賃貸借契約の合意解約について
(3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。第25期第33回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひします。
農業委員会事務局職員について、事務局から紹介があります。

事 務 局 (事務局職員紹介)
ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は榎本重恭委員、加藤直正委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、神田靖仁委員と篠貞夫委員にお願いします。
それでは、議案の審議に入ります。
総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和8年3月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫 委員 3月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
今回の調査地は南側が入口で、東側と南側は道路に面しておりました。また、西側と北側は住宅地となっており、ブロック塀に囲まれておりました。中央に自宅と販売所を兼ねた物置小屋があり、その周りには保護樹林としてイチョウがあり、この部分は証明対象農地からは外れていました。
(1)(2)(5)～(8)の畑では、西側にナバナとネギが一部に作付けされており、それ以外は次作に向けて耕運中となっておりました。この畑の東側にはカキ2本、アンズ3本、柑橘類が6本植わっており、残りの半分は次作のために綺麗に片づけてありました。
なお、地図上で欠けた部分には、お稲荷様と防火水槽となっておりました。
(3)(4)の畑は、ナバナとネギが少し作付けされており、残りの部分は次作に向けて耕運されておりました。

販売については、庭先直売とのことでした。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年3月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願ひします。

田中聖晃委員 3月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑ではハウスが9棟あり、花の生産を行っておりました。調査時には、サフィニア等が作付けされておりました。なお、地図上の凹んだ部分は休憩所となっており、納税猶予からは外れておりました。販売先については、JA直売所、市場、庭先直売とのことでした。

境界については一部不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一 会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年3月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、保戸塚武彦委員お願ひします。

保戸塚武彦委員 3月13日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

現地では、キンカン、ユズ、ブルーベリーなどが植わっております。境界については全て確認できましたが、一部に砂利が敷かれておりましたので、次回の調査までに取り除くよう依頼しました。

販売先は、今後の計画としてJA直売所と庭先直売を予定しているとのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年3月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、洒井利博委員お願いします。

洒井利博委員

3月13日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑には、ハウスが2棟ありましたが、いずれもビニールシートが剥がれておりました。その他、プラムが26本、カキが36本植わっておりました。(2)(3)の畑には、プラムが7本植わっており、一部には竹も植わっておりました。

販売先は庭先直売と自家消費とのことでした。境界については、(1)の畑と自宅との間で不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。

また、申請者が高齢であり、今後農地の管理に不安があるとのことをお話を伺いましたので、関係機関等に相談するよう案内いたしました。

その他は特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

橋本良子委員 竹は農作物として収穫されていますか。

酒井利博委員 竹の子として収穫しているとのことでした。

尾崎賀一会長 他に何かありますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号および議案第6号は、耕作の事業に従事する二親等以内の親族で、農地法上同一世帯のため、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号および第6号は農地法上の同一世帯のため、一括して報告いたします。

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年3月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

続いて、12ページをお願いします。

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。

令和8年3月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、加藤直正委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 本件は地図が同一のため併せて報告いたします。3月16日に、加藤直正委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。

(1)の畑ではブルーベリーが植わっておりました。(2)の畑では野菜が作付けされているほか、ブルーベリーも植わっておりました。(3)の畑では、カキ16本、ミカン15本が植わっておりました。地図上にない部分も納税猶予を受けていない生産緑地となっており、境界については全て確認できました。

販売先については、ブルーベリーは摘み取り体験とJA直売所、その他の果樹は庭先直売とJA直売所のことでした。

委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和8年3月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>本日、加藤直正委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3月16日に、加藤直正委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。</p> <p>(1)の畑では、ジャガイモ、ネギなどが作付けされており、左下の納税猶予から外れている部分は廃材置き場として利用されているとのことでした。(2)の畑では、カキ、ユズなどが植わっており、それ以外の部分は次作に向けて耕運されている状態でした。こちらの畑も右下にお稲荷様があり、納税猶予からは外されておりました。</p> <p>(3)(4)の畑では、キャベツ、スナップエンドウなどが作付けされており、こちらも右上に駐車場や鉄塔があり、この部分は納税猶予から外されておりました。</p> <p>販売先は近隣住民や親戚等への庭先直売とのことでした。</p> <p>境界については、一部不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼いたしました。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくをお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p>

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和8年3月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 3月19日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は南側が道路で、東側と北側が民家に囲まれておりました。作物は植木で、ハナカイドウ7本、ツツジ16本、キンモクセイ14本などが植わっておりました。畑は綺麗に管理されておりました。証明対象者は以前に申請者である息子とともにこの畑で作業をされていたことが確認できました。

販売先については、以前は植木を市場へ出荷しておりましたが、近年は買い手が少なく、近隣で希望する方がいれば販売しているとのことでした。境界についても全て確認できました。

また、近隣の土地の管理に対して困っているとのことのお話もありましたが、今回の調査地につきましては、農地として特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和8年3月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 3月27日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

申請者は区外在住の方で、この方のご主人はそちらの自治体で畑をやられておりますが、練馬区の畑まで来て作業することは難しいため、買取申出を予定しているとのことでした。

調査当日の畑は耕運された状態で、証明対象者が生前、次作に向けて耕運していたところであったとのことでした。販売先は主に庭先直売であったと伺っております。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

尾崎賀一会長 つぎに20ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和8年度農業者年金加入推進活動計画の案について」です。
本件は農業者年金の加入推進にあたり、例年作成しているものです。
加入推進目標を新規加入者3名とし、対象となりうる農業者に制度を広く周知することを第一に、引き続き加入推進に取り組むものとさせていただきます。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに22ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。
令和8年4月6日付けで東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、練馬区農業委員会後援名義等使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったので、下記のとおり報告する。

【名義の種類、事業主体、事業名等について説明】

事務局からは以上です。

	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
尾崎賀一会長	<p>つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「農地賃貸借契約の合意解約について」です。</p> <p>農地法第18条第6項の規定に基づき、令和8年1月28日付けで農地賃貸借契約の合意解約通知書が提出されたので、下記のとおり報告する。</p> <p>【賃貸借当事者、土地の所在、契約期間等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>つぎに26ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。</p> <p>令和8年3月に届出のあった農地の転用について報告するものです。</p> <p>【届出件数、面積等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第33回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人